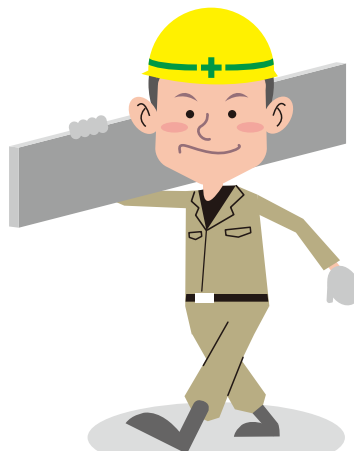


禁止業務 事例

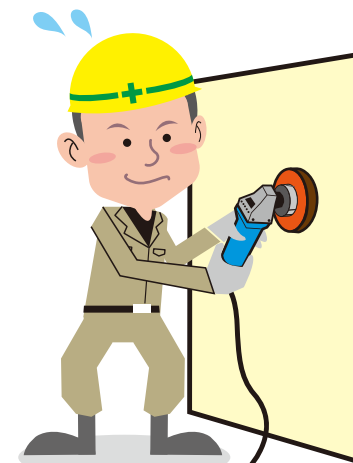
労働者派遣事業では、禁止されている業務があります

建設業における 禁止業務

土木・建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊
もしくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務
(裏面に事例を記載)



資材運搬



ケレン作業



玉掛作業



重機操作



穴掘り



禁止業務の事例

事例
1 ビル・家屋等の建築現場にて、資材の運搬・玉掛業務・組み立て等を行う。

事例
2 道路・河川・橋・鉄道・港湾・空港等の開設・修築などの工事現場で掘削・埋め立て・資材の運搬・組み立て等を行う。（事例①②共に施行計画の作成や、工程管理・品質管理などは含まない）

事例
3 建築・土木工事において、コンクリートを合成したり、建材を加工したりする。建築・土木工事現場での準備作業全般を含む。（※建築・土木工事現場とは、施工業者に引き渡されるまでをいう。）

事例
4 建築・土木工事現場内で資材・機材を配送する。（現場外からの資材の搬入は含まない）

事例
5 壁や天井・床の塗装や補修をする。

事例
6 建具類等を壁や天井・床に固定する、あるいは撤去する。

事例
7 外壁に電飾版や看板などを設置する、あるいは撤去する。

事例
8 建築・土木工事現場内において、配電・配管工事をしたり機器の設置をしたりする。

事例
9 建築・土木工事現場の入口の開閉や車両の出入りの管理・誘導をする。

事例
10 建築・土木工事後の現場の整理・清掃（内装仕上げ）をする。

事例
11 イベントなどを行う大型仮設テントや大型仮設舞台の設置をする。（簡易テントの設営、パーティションの設置などは含まない。また、椅子の搬入や舞台装置・大道具・小道具の設置等も含まない）。

事例
12 仮設住宅（プレハブ住宅等）の組み立てを行う。

事例
13 建造物や家屋を解体する。

